

岩手県立病院等医療事故公表基準

1 医療事故公表の意義

本基準は、県立病院等の医療事故の事実と対応策を公表することにより、医療の透明性を高め、県民の信頼を得るとともに、医療の安全管理に資することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 医療事故

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含むもの。

ア 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合

イ 検査の見落とし、体内遺残等、過去の医療行為に基づき患者への不利益が発見された場合

ウ 患者が廊下で転倒し負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない場合

(2) 医療事故調査制度に該当する事案（医療法第6条の10に該当する医療事故）

当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる予期せぬ死亡又は死産であって、次のいずれにも該当しないと当該管理者が認めたもので医療従事者の過誤の有無は問わないもの。

ア 院長等が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死産が予期されていることを説明していたと認めたもの。

イ 院長等が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていることを診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの。

ウ 院長等が、当該医療の提供に係る医療従事者等からの事情の聴取及び、医療の安全管理のための委員会（当該委員会を開催している場合に限る）からの意見の聴取を行った上で、当該医療の提供前に、当該医療の提供に係る医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていると認めたもの。

(3) 医療過誤

医療事故の一類型であって、医療従事者が、医療の遂行において、医療的準則に反して患者に被害を発生させた行為。

3 公表の基準

(1) 個別公表

次のいずれかに該当するもの

ア 医療過誤による、レベル5（死亡（医療事故調査制度に該当する事案を含む）、又はレベル4b（永続的な障害が残った）事案

イ 病院長が、医療事故の重大性（事件性、倫理的視点、法律違反）などから公表すべきと判断した事案

(2) 包括公表

医療過誤による、レベル3b以上の事案（個別公表も含む）

4 患者及び家族等への配慮

(1) 公表する内容から、個人が識別されないよう十分配慮する。

- (2) 公表にあたっては、事前に患者及び家族等に十分に説明を行い、原則として書面により同意を得る。

5 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年5月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。